

都市整備局へ寄せられた都民の声(平成28年12月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
1	44	8	28	0	94	5	180

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正・補償・陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)都営住宅の駐車場利用について

都営住宅の駐車場に空きが多くみられるようなので、居住者以外にも貸してほしい。
 (対応)都営住宅の駐車場は法律上、入居者のための共同施設として設置されるため、原則として利用者を都営住宅の入居者としています。
 空いている区画については、駐車場の有効利用を図るため、近隣の居住者へお貸ししている駐車場もあります。おたずねの団地では、入居予定者の利用に備えて駐車区画を確保しているため、現時点では近隣の方へお貸ししておりません。
 何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

▶(都民の声)定期報告対象建築物について

定期報告対象建築物に関して、特定建築物と特殊建築物の違いを教えてください。両方の報告を要するのか。また、建築物環境衛生管理技術者の選任における特定建築物に関係しているのか。
 (対応)建築基準法の改正により、本年6月から、特殊建築物等定期調査報告から特定建築物定期調査報告に名称が変更となりました。名称が変わっただけで、二つの報告が必要になったわけではありません。
 また、定期報告の対象建築物は建築基準法に基づく特定建築物であり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく建築物環境衛生管理技術者の選任における特定建築物とは関係ありません。
 このように建築基準法以外の法律においても特定建築物という言葉が使用されており、それぞれ定義が異なっているので注意してください。

▶(都民の声)違反広告物の撤去について

〇〇区のクリニックの看板が車道に大きくはみ出して危険である。相談しても改善してもらえない。中学校、予備校の通学路であり、早急に改善してほしい。
 (対応)ご指摘のありました違反広告物については、屋外広告物法に基づく対応を行っている〇〇区にお伝えしております。
 〇〇区は、現地に訪問したところ、ご案内のクリニックの看板は出ておりませんが、飲食店の看板等が路上に設置されていたため、店舗に片づけるよう指導しました。
 今後も、区の屋外広告物担当や、道路管理者、交通管理者である所轄警察署等と連携して、違反広告物の適正化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくご申し上げます。

▶(都民の声)建設業法第40条に基づく行政指導について

建設業法第40条によると、すべての建設業者が標識を「公衆の見やすい場所」に掲示しなければならないが、元請会社の標識しか掲示がない工事現場があるため、指導してほしい。
 (対応)このたびは、工事現場における建設業の許可票についてご意見をお寄せいただきありがとうございます。
 当該現場の施工会社へ建設業法40条の趣旨を確認したところ、各工事施工会社から建設業の許可票を掲示したとの報告がございました。
 今後とも、建設業法の趣旨及び順守についての周知に努めてまいります。